

(例1) 年休を取得したことにより結果として「1日欠務」となるため、育児時間は認められない。

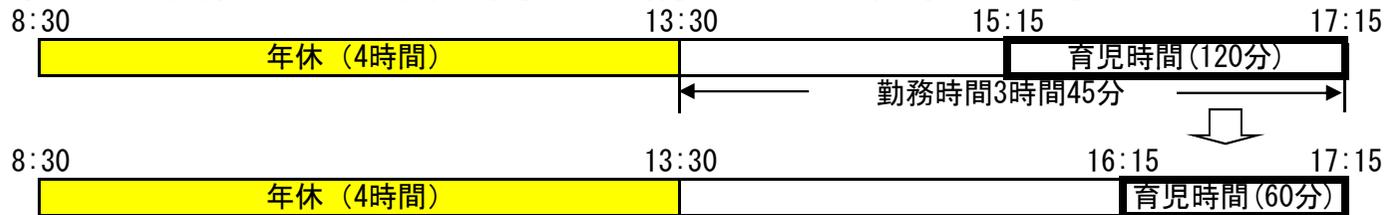


※総務事務システムの所属メニューの「休暇取消(病休・育児)」から当該日の育児時間を取消し、本人メニューの「年次有給休暇届」から年休の申請を行う。

(例2) 年休取得後に勤務時間があるため、育児時間は認められる。



(例3) 1日の勤務時間が4時間以下となるため、育児時間は1日1回60分(又は45分)



※当初120分で申請・承認されている場合は、総務事務システムの所属メニューの「休暇取消(病休・育児)」から当該日の育児時間を取消し、本人メニューの「妊娠出産育児関係休暇届」から当該日の育児時間を60分(又は45分)で再度申請を行う。